

# ○津軽広域連合障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例

(平成18年6月1日条例第2号)

改正 平成25年2月21日条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定に基づき設置する津軽広域連合障害支援区分判定審査会（以下「障害審査会」という。）に関し、委員の定数等必要な事項を定めるものとする。

(障害審査会の委員の定数)

**第2条** 障害審査会委員の定数は、25人以内とする。

(規則への委任)

**第3条** 法令及びこの条例に定めるもののほか、障害審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

**附 則**（平成25年2月21日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、題名の改正規定及び第1条の改正規定（「津軽広域連合障害程度区分判定審査会」を「津軽広域連合障害支援区分判定審査会」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。